

令和6年度 元気輝きポイント制度 ポイント管理責任者・副責任者のしおり

市民の皆様の健康寿命の延伸を図るとともに、高齢になっても住み慣れた場所で安心して、いきいきと暮らしていける地域づくりを推進するため、**自助**（自身の健康づくり）と**互助**（地域での支え合い活動等）を多くの方に取り組んでいただくための仕組みとして、「**元気輝きポイント制度**」を実施しています。



対象となる活動を行い、「**元気輝きポイント手帳**」にポイントを1年間貯めることで、報奨金が支給される制度です。

目次

- | | |
|--------------------------------|----------|
| 1. 元気輝きポイント制度対象活動及び団体登録要件について… | 1ページ |
| 2. ポイント管理責任者、副責任者の役割について | ……… 3ページ |
| 3. ポイント手帳の使い方について | ……… 5ページ |
| 4. ポイントスタンプの取り扱いについて | ……… 6ページ |
| 5. 同一活動日のポイント付与の制限について | ……… 6ページ |
| 6. ポイントスタンプの押し方について | ……… 7ページ |
| 7. 新型コロナウイルス感染症等感染防止対策について | ……… 9ページ |
| 8. その他 | ……… 9ページ |

令和6年度の元気輝きポイントの付与期間

令和6年10月1日（火）～令和7年9月30日（火）

問合せ先 東広島市役所 健康福祉部 地域包括ケア推進課

〒739-8601 東広島市西条栄町8-29

電話082-420-0984 fax082-426-3117

1 元気輝きポイント対象活動及び団体登録要件について

(1) 元気輝きポイントの対象となる活動とポイント数 ※年齢は、令和6年10月1日時点の年齢です

1. 支えるポイント：高齢者を対象とした支援活動

対象	ポイント数	内容
40歳以上	30ポイント	1 元気輝きポイント制度で団体登録している次の活動 ①地域住民で主体的に行う高齢者への生活支援の支え合い活動 ②地域住民で定期的に行う高齢者の見守り活動 ③地域住民が主体的に行う高齢者への配食活動 ④地域サロンのポイント管理責任者活動 ⑤「通いの場」※ ¹ のポイント管理責任者活動 ⑥趣味活動及びスポーツ活動※ ² のポイント管理責任者活動 ⑦市民が運営する認知症カフェの世話人活動 2 見守りサポーター登録（年1回）（令和6年10月～令和7年9月末まで） 3 認知症サポーター養成講座講師（キャラバンメイト）活動 4 認知症高齢者への傾聴おはなしボランティア 5 コミュニティ健康運動パートナーの「通いの場」※ ¹ に関する活動 6 フレイル予防アドバイザーのフレイル予防普及啓発活動
	20ポイント	1 団体登録済みの地域サロン、「通いの場」※ ¹ 、趣味活動及びスポーツ活動※ ² 参加者で、1人での参加が難しい高齢者の参加をサポートする活動

2. 参加ポイント：介護予防活動

対象	ポイント数	内容
65歳以上	10ポイント	1 元気輝きポイント制度で団体登録している次の活動への参加 ①地域サロン、②「通いの場」※ ¹ 、③趣味活動及びスポーツ活動※ ² 2 いきいき健康づくり施設※ ³ の利用（個人利用に限る）

3. 市主催行事等ポイント：市主催行事・健診受診等

対象	ポイント数	内容
40歳以上	10ポイント	1 見守りサポーター研修への参加 2 認知症サポーター養成講座の受講 3 市に登録のある認知症カフェへの参加 4 コミュニティ健康運動パートナー養成研修（生きがい健康体育大学）の受講 5 市主催行事への参加（元気輝きポイントマークがあるもの）
65歳以上	10ポイント	1 特定健診、基本健診、各がん検診、人間ドックの受診（令和6年度受診分で、健診項目ごとにポイントを付与） 2 国民健康保険被保険者の特定保健指導への参加
	30ポイント	1 老人クラブへの登録（年1回）（令和6年4月1日時点で、市老人クラブ連合会への登録が必要）
	300ポイント	1 お元気ポイント（令和6年4月～令和7年3月末までに77歳となる方）



※1 「通いの場」とは、地域包括ケア推進課へ登録された介護予防に効果的な体操を週1回実施している自主的な集まりです。

※2 生涯学習パスポートのポイントとの重複はできません。

※3 いきいき健康づくり施設とは、市が指定する施設で、東広島運動公園、スポーツ交流センターおりづる（スポーツ施設）、黒瀬屋内プール、安芸津 B&G 海洋センタープール、福富パークゴルフ場、河内パークゴルフ場の6施設です。

ポイント名を変更しました

詳細は、「前ページの元気輝きポイントの対象となる活動とポイント数」の一覧をご覧ください。

変更前	変更後
ぐるマルお助け活動ポイント(30ポイント・20ポイント)	支えるポイント
介護予防等活動ポイント(10ポイント)	参加ポイント
ぐるマルお助け活動ポイント・健診受診等のポイント(10ポイント)	市主催行事等ポイント

(2) 元気輝きポイント制度団体登録の要件

- ① 地域住民で主体的に行う、高齢者への生活支援の支え合い活動
連絡窓口、利用方法が明確で、支援者が5名以上あり、1か月以上の活動実績があるもの。
- ② 地域住民で定期的に行う、高齢者の見守り活動
活動者が5名以上で特定でき、年6回以上高齢者の見守り活動を行っているもの。
- ③ 地域住民で主体的に行う、高齢者への配食活動
活動者が特定でき、年2回以上10人以上に対して活動を行っているもの。(敬老会は除く)
- ④ 地域サロン
参加する高齢者(65歳以上)が5名以上、1回2時間程度以上の活動で、継続して活動している地域サロン。
- ⑤ 「通いの場」
地域包括ケア推進課に登録している「通いの場」。
- ⑥ 地域住民主催の高齢者の趣味活動及びスポーツ活動
参加する高齢者(65歳以上)が5名以上、1回2時間程度以上の活動で、継続して開催している趣味活動及びスポーツ活動。
(「生涯学習パスポート」のポイント付与を受ける活動には、元気輝きポイントは付与できません。)
- ⑦ 市の登録を受けた市民運営の認知症カフェ
「東広島市認知症カフェ」として登録する必要があります。

※ 登録にあたり次の条件をすべて満たす必要があります。

- (1) 元気輝きポイント制度の趣旨を理解している団体であること
- (2) 活動の趣旨が、介護予防、地域の支え合い活動につながるものであること
- (3) 運営主体が地域住民で、市民を対象とした活動であり、活動場所も市内であること
- (4) ポイントに関する業務を虚偽なく、団体で責任をもって管理できること
- (5) 年間の活動計画、活動報告を別に示す様式で提出すること
(活動回数、参加人数、活動場所等)
- (6) 責任者、副責任者2名が明確であること
- (7) 登録団体として公表することを了承していること
- (8) 活動の新たな参加希望者を可能な範囲で受け入れる団体であること
- (9) 暴力団、政治、宗教活動ではないこと
- (10) 「生涯学習パスポート」のポイント対象活動ではないこと
- (11) 営利を目的とした活動ではないこと



2 ポイント管理責任者、副責任者の役割について

ポイント管理責任者・副責任者は、市との連絡・調整役となり、メンバーへの周知や、計画書・実績報告書等の作成・提出を行う責任者として、原則1年間続けてください。

(会場準備・片づけなどのお世話役は、ポイント管理責任者に限定せず、なるべくメンバー全員で分担して行ってください。)

① ポイントスタンプの管理

現在お渡ししているスタンプとスタンプ台(青)を引き続きご使用ください。

押印の際に、スタンプの色が薄くなってきた場合はお知らせください。紛失しないよう管理をお願いします。

② 活動への参加

毎回、責任者又は副責任者のどちらか1名は、活動に参加して実績を確認してください。
参加できない場合は、参加者の把握を責任を持って行ってください。

③ 参加者のポイントスタンプの押印

毎回活動終了時に、ポイント手帳の該当ページへスタンプの押印と、活動日の記入をしてください。



④ 活動に関する変更の申請

申請時に提出した活動内容や団体代表者、ポイント管理責任者などに変更があった場合は、速やかに変更申請書を提出してください。(変更日を遡ることはできません。)

ポイント管理責任者・副責任者が変更となった場合、市が変更申請書を受理する前に、変更後の方でポイントを付与することはできません。

また、団体番号 C(高齢者への支援活動)や団体番号 E(認知症カフェ)の活動支援者の変更(増減)も同様です。

【提出書類】

別記様式第10号 元気輝きポイント制度団体登録変更申請書

別記様式第4号(第4条関係) 支援者名簿(団体番号 C・E のみ)

⑤ 活動実施報告書の提出

※9月中旬頃にお知らせを送付します。

1年間の活動終了後、活動実施報告書を提出してください。

【提出書類】

別記様式第7号 元気輝きポイント対象活動等実施報告書

※地域の支え合い活動等（登録番号のアルファベットが「C」又は「E」の団体活動実績が具体的にわかる書類

⑥ 翌年度の活動計画書、ポイント手帳交付申請者名簿の提出

※5月下旬頃にお知らせを送付します。

翌年度（10月以降）も元気輝きポイント制度に継続して参加する場合は、活動継続届出書を提出してください。また、地域の支え合い活動等（登録番号のアルファベットが「C」又は「E」の団体については、別記様式第4号 支援者名簿も提出してください。

また、ポイント手帳を持っていない人で新年度からポイント手帳の交付を希望される方については、ポイント手帳交付申請者名簿を提出してください。すでに手帳を持っている人については手帳交付申請者名簿の提出は不要です。

【提出書類】

別記様式第17号 元気輝きポイント制度活動継続届出書

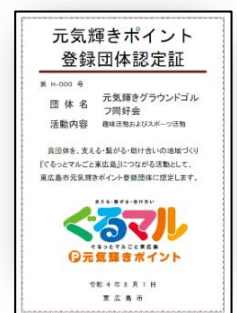
別記様式第4号 支援者名簿（団体番号 C・E のみ）

別記様式第14・15号 元気輝きポイント手帳交付申請書及び名簿

⑦ 登録団体認定証の管理

活動時には、登録団体認定証を活動場所等で掲示してください。

また、紛失しないように気を付けてください。



⑧ 市役所との連絡窓口

ポイント制度について、地域包括ケア推進課から連絡する場合がありますので、団体メンバーへの周知など、ご協力をよろしくお願いします。

※「市民ポータルサイト」に登録することで、メールや LINE で市からののお知らせが届きます。また、元気輝きポイント制度に関する団体の手続き（継続届や実施報告の提出）にも利用することができます。新たに市民ポータルサイトへの登録を希望される方は地域包括ケア推進課まで、お問い合わせください。

3 ポイント手帳の使い方について

元気輝きポイント手帳は、1年間に1人1冊お渡しします。表紙に、名前を記載していますので、ほかの人の手帳と間違えないように、各自で管理をお願いします。

手帳のページは、次のように分かれています。

- 「元気輝きポイント」事前アンケート・・・手帳 1 ページ
- ポイント制度の説明、スタンプ押印についての留意点・・・手帳 2～4 ページ
- 対象となる活動、ポイント数の上限、報奨金額等・・・手帳 5～7 ページ
- 必読事項・・・手帳 8 ページ
- ポイントスタンプの説明・押印欄・・・手帳 9～30 ページ
- 「元気輝きポイント」事後アンケート・・・手帳 31 ページ
- 口座振込依頼書・・・手帳 32 ページ



ポイント管理責任者・副責任者の方は、団体の皆さんに対して、手帳の使い方の説明をお願いします。説明の際には、次のことを必ずお伝えください。

- ①手帳をもらった時、初めに必ず手帳 1 ページの「元気輝きポイント」事前アンケートの記入を行う。
- ②手帳中の説明ページや必読事項などに目を通す。
- ③手帳裏表紙の「もしものときのために」の欄に氏名等を記入する。
- ④手帳 31 ページの事後アンケートは、市への手帳を提出する前に忘れず記入する。
- ⑤手帳 32 ページの口座振込依頼書の欄は、手帳を落としたり、失くしたりした時に他人に知られる可能性があるので、必ず、市へ手帳を提出する直前に記入する。
- ⑥期間終了時に、手帳に必要事項を記入の上、返信用封筒により市へ提出する。
(手帳の提出は、団体でまとめずに、個人での提出が基本)
- ⑦手帳を紛失した場合、紛失した手帳に貯めたポイントは無効になる。
- ⑧提出期限以降の手帳提出はできない。一度提出された手帳は返却できない。

4 ポイントスタンプの取り扱いについて

- ・ポイントスタンプは、紛失しないように保管してください。
- ・ポイントスタンプは、毎回、活動の都度、ポイント管理責任者（または、副責任者）が、手帳に押印してください。まとめて押印しないでください。
- ・手帳を会場へ持ってくるのを忘れた人がいた場合、活動の実績が確実に確認できる際は、後日の押印も可能です。その際、記入する日付は、スタンプを押印した日ではなく、活動した日の日付を記入してください。
- ・次の3つの要件全てに該当する場合、追加交付（1個）が可能ですのでご相談ください。
 - ①会員数又は1回当たりの参加者数が50名以上である
 - ②活動回数が月1回以上の計画である
 - ③活動場所や活動日などで団体を分け、一方を新たな団体として登録することが難しい

5 同一活動日のポイント付与の制限について

ポイントスタンプのページは次のように分かれています。

- | | |
|-----------------------------------|-------------------|
| ①30ポイント「支えるポイント」 |手帳 9～11 ページ |
| ②20ポイント「支えるポイント」 |手帳 12～15 ページ |
| ③10ポイント「参加ポイント」(65歳以上対象) |手帳 16～22 ページ |
| ④10ポイント「市主催行事等ポイント」 |手帳 23～28 ページ |
| ⑤10ポイント「市主催行事等ポイント」(健診受診等) |手帳 29 ページ |
| ⑥30・300ポイント「市主催行事等ポイント」(老人クラブ登録等) |手帳 30 ページ |

- ・支えるポイントと、参加ポイント及び市主催行事等ポイントは、それぞれ、1日1活動がポイントの対象です。

ただし、健診受診及び特定保健指導については、同日でもポイントを付与できます。

- ・同一団体の活動で、支えるポイントの「ポイント管理責任者活動(30ポイント)」と「地域サロン、通いの場、趣味活動及びスポーツ活動に一人での参加が難しい高齢者の参加をサポートする活動(20ポイント)」、参加ポイントの「地域サロン、通いの場、趣味活動及びスポーツ活動(10ポイント)」は、重複してポイント付与できません。

【備考】 地域サロン、通いの場、趣味活動及びスポーツ活動は、活動の半分以上の時間に参加していないとポイント付与できない。

6 ポイントスタンプの押し方について

・スタンプは1活動に1回押してください。

(ポイント数によって押印数は変わりません。例えば30ポイントの場合は、30ポイントのページに1つ押します。3つ押すのは誤りです。)

・スタンプを押す際、活動ごとのページ欄が不足した場合は、同じポイント数の予備と書いてあるページへ押してください。

・スタンプは、枠からはみ出ないように、また、記入した日付が見えるように押しましょう。

よい押し方

参加ポイント(65歳以上)				10ポイント
ぐるマル A000 10月25日	ぐるマル A000 11月5日	0004 11月9日		50 月 日
				100 月 日
スタンプは左から右へ、1段目がいっぱいになったら次の段へ押す				
				200 月 日

スタンプの上下を反対に押してしまってもそのままでよい

こんな押し方にはご注意ください ～ポイント付与の対象となりません～

参加ポイント(65歳以上)				10ポイント
ぐるマル A000 日付が見えない	ぐるマル A000 枠からはみ出す	ぐるマル A000 スタンプが重なる	ぐるマル A000 スタンプが薄くて 団体番号が読みとれない	150 日
・スタンプ押印のページが違う場合 ・スタンプを欄外または枠外に押印している場合 ・スタンプの押印はあっても活動した日付のない場合 ・スタンプの押印が不明瞭な場合 ・活動日の日付が不明瞭な場合				200 日

など

・ポイント管理責任者・副責任者(支えるポイント)と地域サロンや「通いの場」、趣味活動及びスポーツ活動の参加者(参加ポイント)は、スタンプを押すページが違いますのでご注意ください。

ポイント管理責任者・副責任者は9ページ以降の「支えるポイント」30ポイントに、地域サロンや「通いの場」、趣味活動及びスポーツ活動の参加者(65歳以上)は16ページ以降の「参加ポイント」10ポイントにスタンプを押してください。

【ポイント管理責任者・副責任者】

支えるポイント				30ポイント
				150
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
				300
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
				450
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	510			600
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

【介護予防等活動参加者】

参加ポイント(65歳以上)				10ポイント
				250
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
				300
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
				350
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
				400
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日



地域サロン・「通いの場」・趣味活動及びスポーツ活動の参加者ポイント、いきいき健康づくり施設の利用は16～22 ページに押印。

ポイント管理責任者・副責任者は、支えるポイントの対象です。多くの方が活動に参加しやすいようご協力をお願いします。



7 新型コロナウイルス感染症等感染防止対策について

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更され、インフルエンザなどと同じ5類感染症となりました。日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。

このような変更に伴い、活動の実施にあたっては、体調不良時は参加を控える、世話人の方は換気や消毒の実施など、自主的な感染対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する広島県や本市の方針、取扱い等については、各ホームページ等によりご確認ください。

8 その他

元気輝きポイント制度に関係する書類が必要な場合は、地域包括ケア推進課へお問い合わせいただくか、市ホームページからもダウンロードできます。

市ホームページ＞組織から探す＞健康福祉部＞地域包括ケア推進課＞元気輝きポイント制度関係様式

